

大阪体育大学教育後援会会則

1. 本会は、大阪体育大学教育後援会と称し、大阪体育大学事務局に置く。
2. 本会は、大阪体育大学の発展に資し、かつ大学と家庭との連絡を密にして、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。
3. 本会は、次の会員をもって組織する。
 - (1) 正会員は、大阪体育大学在学学生及び大学院学生の父母またはその他の親族
 - (2) 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、これに援助を与える者
 - (3) 特別会員は、大阪体育大学に勤務する教職員
4. 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。
 - (1) 学生及び大学院学生の教育厚生に関する必要な事業および後援
 - (2) 運動部その他クラブ活動の援助
 - (3) 学生及び大学院学生の傷害に対する援助
 - (4) 学生及び大学院学生の進路指導に対する援助
 - (5) 大学と家庭との連絡および会報の発行
 - (6) 会員の親睦に必要な事業
 - (7) 教職員の研究及び福利などに対する援助
 - (8) その他大学の発展に必要な事業
5. 本会に次の役員を置き、任期は1カ年とする。ただし重任を妨げない。
 - (1) 会 長 1 名 副 会 長 2 名
 - (2) 委 員 若干名(内常任委員 6名)
 - (3) 会 計 監 査 2 名
 - (4) 幹 事 若干名(幹 事 長 1名)
 - (5) 顧 問
 - (6) 参 与
6. 役員を選出ならびに職務は次のとおりとする。
 - (1) 役員は、総会が前年度委員会の推薦にもとづいて選出する
ただし、幹事長、幹事は、特別会員の中から会長が委嘱する。顧問は大学関係者の中から、参与は、本会のためにとくに功労のあった者の中から、常任委員会の承認を得て会長が委嘱する
 - (2) 会長は、本会を代表し、会務を統轄する
 - (3) 副会長は、会長を補佐し、会長差支えあるときは代理する
 - (4) 会計監査は、本会の会計を監査する
 - (5) 常任委員は、常時会務を掌握し運営を議決する
 - (6) 委員は、予算の編成および決算、次年度役員の推薦、その他重要事項を審議する
 - (7) 幹事長は、会務を執行する

(8) 幹事は、本会の庶務ならびに会計事務を掌る

(9) 顧問および参与は、常任委員会、委員会の諮問に応じ、意見を具申する事ができる

7. 本会の経費は、会費および寄付金をもって充てる。正会員の会費は、年額 12,000 円とする。ただし、入学時に学生は 4 年分、大学院学生は 2 年分を納入することができる。賛助会費は、1 口 20,000 円以上を納入するものとする。

8. 本会の総会は、少なくとも毎年 1 回開催し、役員決定、会務会計等の報告を行なうものとする。

9. 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

10. 本会則は、総会の過半数の決議により変更することができる。

附 則 本会則は、昭和 44 年 4 月 1 日より施行する

昭和 45 年 5 月 30 日 改正

昭和 55 年 9 月 30 日 改正

昭和 63 年 9 月 3 日 改正

平成 元年 4 月 1 日 改正

平成 5 年 4 月 1 日 改正